

青森県報

第二千六百四十三号

平成十八年
六月二十一日
(水曜日)

目次

規 則

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則……………	(団体経営改善課) …… 一
告 示	
二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間、採用試験の 期日等……………	(市町興課) …… 二
職業訓練指導員試験の施行……………	(振興課) …… 二
青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正 する規程……………	(開政・能力開発課) …… 二
公 告	
大規模小売店舗の変更の届出……………	(農村整備課) …… 二
右 同……………	(経営支援課) …… 三
右 同……………	(同) …… 四
右 同……………	(同) …… 四
右 同……………	(同) …… 五
浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表……………	(河川砂防課) …… 六
公安委員会……………	
警備員等の検定の実施……………	(生活安全課) …… 六
	(企画課) …… 六

規

則

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十五号

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県農業改良資金貸付規則(昭和三十一年十月青森県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「から第十号まで」を削り、「認定農業者」という。() の下に「及び第三条第六号に掲げる団体(以下「集落営農組織」という。) のみを、第九号及び第十号に掲げる資金にあつては認定農業者」を加え、「認定農業者及び」を「認定農業者、集落営農組織及び」に改め、「構想」の下に「(以下「農業経営基盤強化促進基本構想」という。) 」を加える。

第三条第六号中「前各号に掲げる者が全構成員の過半を占める」を削り、「次の」を「イからホまでの」に、「有している」を「有し、かつ、へからりまでの要件を満たす」に改め、同号に次のように加える。

へ 一元的に経理を行っていること。

ト 原則として五年以内に農業生産法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。) に組織変更する旨の目標を有していること。

チ 水田作及び畑作に係る農業経営を行う団体にあつては、農用地の利用の集積の目標を定めていること。

リ 主たる従事者が農業経営基盤強化促進基本構想において目標として定められた農業所得の額と同等級以上の農業所得の額を目標として定めていること。

第三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 集落営農組織以外の第一号から第五号までに掲げる者が全構成員の過半を占める法人格を有しない団体で、前号イからホまでの要件を満たす規約を有しているもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

青森県告示第四百八十七号

二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官の平成十八年度第二次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定め、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成十八年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成十八年六月二十四日から同年七月二十一日まで		
試験期日	開始時刻	試験場	
平成十八年七月三十日（日）	受付後に通知	位 置	名 称
		青森市大字浪館字近野四五 三沢市大字三沢字後久保一 二五の七	陸上自衛隊青森駐屯地 航空自衛隊三沢基地

青森県告示第四百八十八号

平成十八年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

平成十八年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日

区分	実技試験	試験職種	期 日
	電気工事科	電気工事科	平成十八年九月九日（土） 午後一時
学科試験	関連学科 （系基礎学科及び 専攻学科）	電気工事科 建築科 左官・タイル科 配管科	平成十八年九月十日（日） 午前十時三十分
指導方法	全職	全職	

二 実施場所

青森市大字野尻字今田四三の一 青森県立青森高等技術専門学校

三 受験申請書の提出期限

平成十八年七月三日（月）から同月二十八日（金）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、七月二十八日（金）までの消印のあるものは有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各職業能力開発校で配付する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問合せ先

青森市長島一丁目の一
青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ
（電話〇一七 七三四 九四一五）

青森県告示第四百八十九号

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第百九

十八号)の一部を次のように改正する。
別表第一第三号を次のように改める。

三 農業集落排水事業	1 農業集落排水事業実施要綱(平成十四年三月三十一日付け農林水産省令第三八号)を農林水産省令第三八号(平成十四年三月三十一日付け農林水産省令第三八号)に改定する。	(2)(1) 市町村事務	農業集落排水事業実施に必要とする工事費の百分の五十以内
2 金沢市(平成一六年三月三十一日付け農林水産省令第二五五号)に定める農業集落排水施設整備	統落水資源循環事業補助金交付要綱(平成十六年三月三十一日付け農林水産省令第二五五号)に定める農業集落排水施設整備	(5) 組合共同施行	(イ) 工事費の百分の五十以内
		(4) 改良区及び土地改良区連合農業協同組合	(イ) 工事費の百分の五十以内
		(3) 区及び土地改良区連合	(イ) 工事費の百分の五十以内
		(2)(1) 市町村事務	(イ) 工事費の百分の五十以内

附 則

この規程は、告示の日から施行し、改正後の青森県団営土地改良事業等補助金交付規程の規定は、平成十八年度分の補助金から適用する。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザおきだて
青森市柳川二丁目四の二一

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
青森木材防腐株式会社
上北郡七戸町字原久保九五の三七
代表取締役 小笠原金哉
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 日
大規模小売店舗 小規模小売店舗 の開設に際して 営業時間の変更 及び駐車場の 変更等	スーパーマーケット棟のみ 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	スーパーマーケット棟のみ 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時	平成 一八・三・一
大規模小売店舗 の開設に際して 営業時間の変更 及び駐車場の 変更等	スーパーマーケット棟のみ 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	スーパーマーケット棟のみ 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時	平成 一八・三・一

四 届出年月日

平成十八年五月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年六月二十一日から同年十月三十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県民生協はまなす館

青森市大字羽白字沢田三〇六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県民生活協同組合

青森市大字羽白字沢田三〇一の一

理事長 井筒智義

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗	開店時刻 午前十時	開店時刻 午前九時	平成一六・三・一
小売店舗	開店時刻 午前九時、日祝祭日午前七時、年間五日間	開店時刻 午前九時、年間十日間	
舗の営業を行う者	開店時刻 午前七時、午後九時	開店時刻 午前七時、午後十一時	
舗の閉店時刻	閉店時刻 午後九時	閉店時刻 午後十一時	
営方法に関する事項	来客が駐車場	午前八時五十分（ただし、年	

を利用することができる時間帯	間五日間午前六時五十分から午後九時十五時五十分、年間十日間午前六時五十分から午後十一時十五分まで
----------------	--

四 届出年月日

平成十八年五月三十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年六月二十一日から同年十月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
県民生協ひまわり館
青森市浜館六丁目四の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ナリタ
青森市桜川六丁目二の四
代表取締役 成田勝雄
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
青森県民生活協同組合
青森市大字羽白字沢田三〇一の一
理事長 井筒智義外
- 四 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の開設方法に関する事項	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前八時五十分 閉店時刻 午後十一時	平成一八・三・一
小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前八時五十分 閉店時刻 午後九時	平成一八・三・一
大規模小売店舗の開設方法に関する事項	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前八時五十分 閉店時刻 午後九時	平成一八・三・一

- 五 届出年月日
平成十八年五月三十日
- 六 届出書及び添付書類の縦覧

- 1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所
- 2 期間
平成十八年六月二十一日から同年十月二十一日まで
- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
七 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十八年十月二十一日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。
平成十八年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
県庁生協金沢店
青森市浪館字泉川二〇の五
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
青森県庁消費生活協同組合
青森市長島一丁目の一
理事長 井筒智義
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県庁消費生活協同組合
青森市長島一丁目の一
理事長 井筒智義外
変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の営業を行う者及び開店時刻に関する事項	開店時刻 午前八時 （ただし、日祝祭日午前九時、年間五日間午前七時） 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前九時 （ただし、年間十日間午前七時） 閉店時刻 午後十一時	平成 一六・三・一
小売店舗において小売業を行う者及び開店時刻に関する事項	開店時刻 午前八時 （ただし、年間五日間午前七時） 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前八時五十分 （ただし、年間十日間午前六時五十分） 閉店時刻 午後十一時	平成 一六・三・一
大規模小売店舗の営業を行う者及び開店時刻に関する事項	開店時刻 午前八時 （ただし、年間五日間午前七時） 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前八時五十分 （ただし、年間十日間午前六時五十分） 閉店時刻 午後十一時	平成 一六・三・一

五 届出年月日

平成十八年五月三十日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年六月二十一日から同年十月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (一) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (二) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定め、同条第三項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、青森県土木整備部河川砂防課 中南地域県民局地域整備課、青森県土木整備事務所及び五所川原県土木整備事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成十八年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

岩木川水系

名 称	区 間	
	上 流 端	下 流 端
十川	左岸 青森県北津軽郡板柳町大字滝井字大沼八二番地先十川端上流端 右岸 青森県北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋五一番一、二地先十川橋上流端	左岸 青森県五所川原市字元町二七番地先岩木川合流点まで 右岸 青森県五所川原市字元町二七番地先岩木川合流点まで

公安委員会

青森県公安委員会告示第五十七号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項

の規定に基づく検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成十八年六月二十一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成十八年九月二十三日（土） 午前九時から午後五時まで

2 場所

青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県運転免許センター

二 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第一条第四号に規定する交通誘導警備業務 二級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

1 青森県内に住所を有する者

2 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であるもの

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項

(2) 法令に関すること。

(3) 車両等の誘導に関すること。

(4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(二) 実技試験

六 検定申請の手続き

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成十八年七月十八日（火）から同年八月十八日（金）までの間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する行政機関の休日を除く。）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請書の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に存する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

検定規則別記様式第一号の検定申請書一通に、検定申請者が四の1に該当する者は次に掲げる(一)及び(三)の書面等を、四の2に該当する者は次に掲げる(二)及び(三)の書面等を、それぞれ添付すること。

(一) 住所を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等） 一通

(二) 営業所に属することを疎明する書面 一通

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に

- 氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉
- 5 受検手数料
一万四千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。
- 七 検定受付時間
当日の午前八時三十分から午前九時までの間
- 八 その他
- 1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。
- 2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。
- 3 受検に際しては、受検票、筆記用具を持参すること。
- 九 検定申請に関する問い合わせ先
- 1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一内線三〇四五
- 2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭